

議案第103号

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年12月16日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

欠勤等の日数から高齢者部分休業及び病気休暇が承認された期間が1箇月以下である場合を除く等の必要がある。

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第6項中「又は育児部分休業」を「、育児部分休業、高齢者部分休業又は病気休暇」に、「介護休暇により」を「介護休暇、高齢者部分休業又は病気休暇により」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇、育児部分休業、高齢者部分休業又は病気休暇により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇、高齢者部分休業又は病気休暇により勤務しない期間にあつては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇、育児部分休業、高齢者部分休業又は病気休暇により勤務しない期間にあつては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間をそれぞれ合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。</p> <p>7 略</p>	<p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇により勤務しない期間にあつては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間にあつては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。</p> <p>7 略</p>